

# 釧路湿原自然再生協議会

## ニュースレター News Letter

No.7

<http://www.kushiro-wetland.jp/>

発行日:平成17年7月15日

編集・発行:釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

平成17年6月14日(火)第7回釧路湿原自然再生協議会が開催され、「茅沼地区旧川復元実施計画(案)」、「釧路湿原自然再生普及行動計画(案)」が討議されました。



▲茅沼地区旧川復元区域



▲旧川復元実施計画(案)について説明する神田委員長



▲再生普及行動計画(案)について説明する高橋委員長

### 【第7回協議会 出席状況】

構成員	個人	24/56名
	団体	18/36名
	オブザーバー	1/14名
	関係行政機関	8/11名
合計		51/117名

### contents

茅沼地区旧川復元実施計画(案)、  
釧路湿原自然再生普及行動計画(案)  
が示されました。

- 小委員会開催報告
- 茅沼地区旧川復元実施計画(案)
- 釧路湿原自然再生普及行動計画(案)

### 【第7回協議会 開催概要】

「第7回釧路湿原自然再生協議会」が平成17年 6月14日(火)に釧路パシフィックホテルで開催され、構成員117名のうち51名が出席しました。

会議では、各小委員会の開催報告に引き続き、「茅沼地区旧川復元実施計画(案)」、「釧路湿原自然再生普及行動計画(案)」が協議されました。

茅沼地区旧川復元実施計画(案)については、旧川復元による河川水位の変化や生物環境の指標種の設定、モニタリングの重要性などに関する質問や意見が出され、平成17年9月を目途に実施計画(最終案)を取りまとめていくことが確認されました。

また、再生普及行動計画(案)については、行動計画の目的と考え方、計画期間(概ね5年間)及び本年度に行う具体的な取り組みが示され了承されました。本年度の具体的な取り組みについては、公募の結果と合わせて合計71件が予定されています。



## 小委員会開催報告

第4回土砂流入小委員会、第3回森林再生小委員会、第3回湿原再生小委員会、第4回水循環小委員会の開催概要が各委員長から報告がなされ、各小委員会の間で情報の共有が図られました。

### 第4回土砂流入小委員会

H17.2.23(水)10:00~12:00 釧路地方合同庁舎

- ・発生した土砂を調整地でコントロールするよりも、むしろ流域全体で抑制する対策が重要。また、多様な事業主体間の連携も重要。
- ・土砂調整地の位置、容量、形態や、農地防災事業に関連して設置した沈砂池については、機能の十分な発揮という点で、まだ検討の余地がある。周辺にも影響を及ぼす可能性がある施設になるので、慎重に取り扱うべき。
- ・現実に土砂生産が進行している現状に鑑みて、できることから実施計画を策定し、適切に対策を行っていく必要がある。

### 第4回水循環小委員会

H17.6.2(木)13:30~16:30 釧路市生涯学習センター

- ・窒素を指標として栄養塩を2割削減する目標を具体化するためにより詳細な検討を行う必要がある。まず栄養塩の流出負荷量を把握する上で、降雨時及び融雪期が非常に重要なので、この時期に調査すべき。
- ・釧路湿原全体の現在の問題点を明らかにして、どのような調査を行えば解明できるのかを明確にして議論をしていく必要がある。
- ・被圧地下水帯から湿原への水の供給量や、地下水と表層の泥炭との相互関係について検討し、河川水系別の水理・地層構造を把握する必要がある。
- ・水・物質循環にかかわる勉強会では、梅田委員から、湿原、泥炭地の定義、釧路湿原の地下水の流動特性などについての説明があった。

### 第3回森林再生小委員会

H17.3.8(火)13:30~16:30 釧路地方合同庁舎

- ・雷別地区の森林再生は、もともとあった広葉樹の林を目標として自然再生を行っていく。
- ・達古武地域の森林再生は、最終的に自然林に誘導した場合のモニタリング内容(指標生物の設定等)の検討が必要である。
- ・環境省の達古武地域の実施計画骨子は、地域におけるカラマツやササ地試験地での推移を見ながら自然林に誘導していくことが了承された。

### 第3回湿原再生小委員会

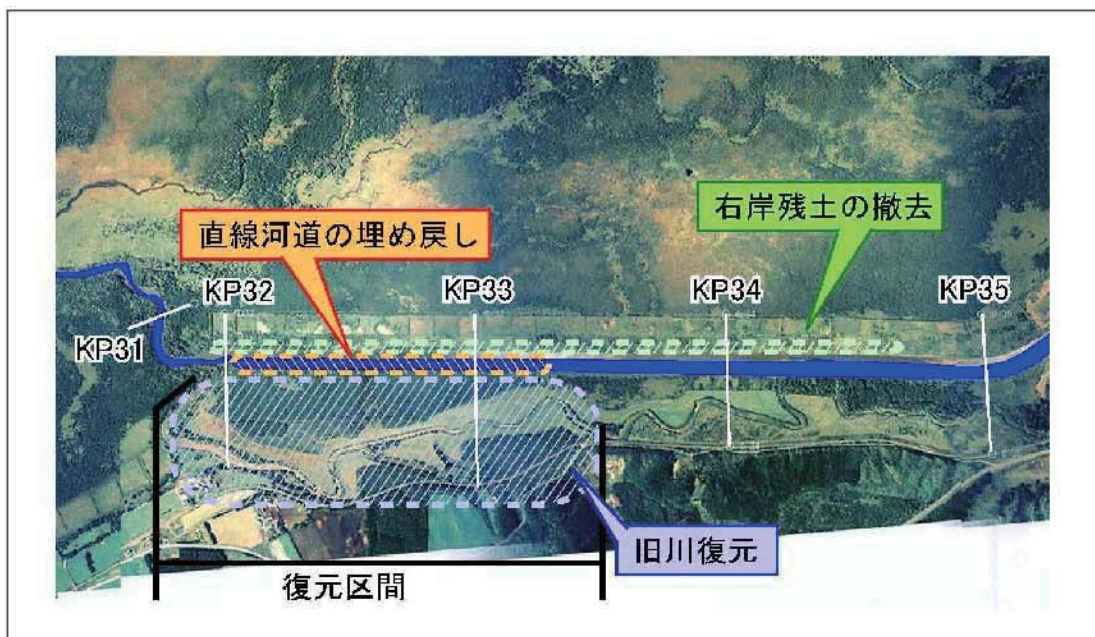
H17.5.11(水)13:30~16:30 釧路地方合同庁舎

- ・釧路湿原の面積の検討について、ワーキングを設置して今後更に検討していく。
- ・広里地区のハンノキ伐採試験結果については、まだヨシの成長あるいはヨシの成長を抑制している要因が明らかではないことから、原因を特定するための詳細な調査が必要。
- ・幌呂川地区のハンノキ林の拡大について、原因と結果の関係を明らかにする必要がある。ハンノキ林の成立要因について、これまでの情報を共有して、ハンノキの研究者と一緒に議論をして結論を出していく必要がある。
- ・雪裡川、幌呂川地区の農地防災事業に関連した対策は、今後も地域と協議しながら対応を検討していく。
- ・雪裡樋門地区の湛水試験後にハンノキが成長しているので、今後も継続して調査を実施すべき。今後、安原地区の将来像について議論を交わしながら進めていくこととする。

## 茅沼地区旧川復元実施計画(案)

旧川復元小委員会や地域住民との意見交換会等での検討結果を踏まえ、実施者の釧路開発建設部から「茅沼地区旧川復元実施計画(案)」が示され、討議がなされました。

次に、実施計画(案)の概要を示します。



▲茅沼地区旧川復元区間位置図



## ●事業の目標と目標達成のための手法

釧路湿原自然再生全体構想においては、釧路湿原における河川環境の保全・再生に向けて以下の4つの達成すべき目標を掲げています。

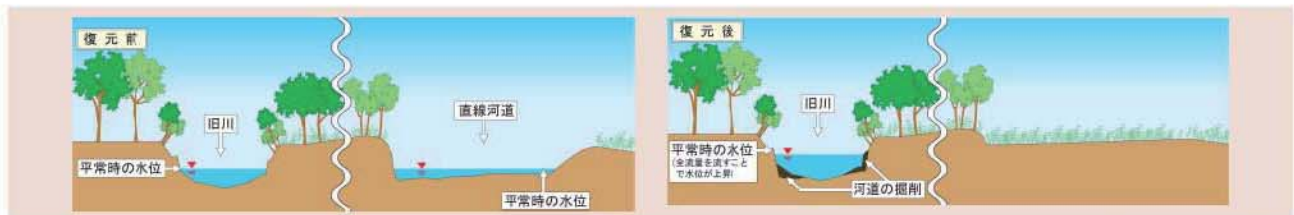
1. 良好な環境を有している河川が維持されるよう保全する。
2. 湿原への負荷を軽減し、河川の生態系を保全するために、河川本来のダイナミズム(自然の川の擾乱・更新システム)の回復・復元する。
3. 河川生態系を代表する野生生物を保全するために、河畔林・氾濫原、淵・瀬等多様な環境を復元・修復する。
4. 生物の移動の障害を解消するために、河川の上流から下流に至る連続性(縦断的連続性)や河岸から河道に至る連続性(横断的連続性)を保つ。

本事業においては、上記全体構想における目標および茅沼地区の現状の課題を踏まえ、事業の目標を以下のように設定します。

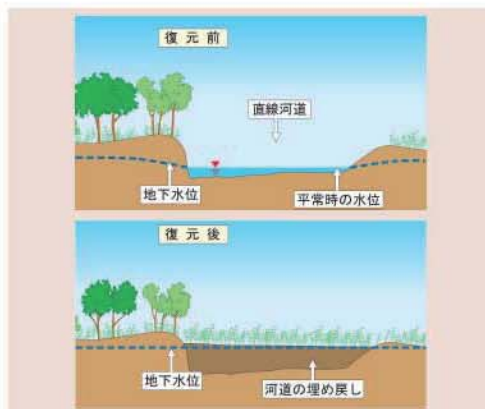
- ・湿原河川本来の魚類などの生息環境の復元
- ・氾濫原の再生による湿原植生の再生
- ・湿原景観の復元
- ・湿原中心部への土砂流出などの負荷の軽減

・本事業では、目標達成のための手法として、旧川の復元、直線河道の埋め戻し、右岸残土の撤去を実施します。(下図参照)

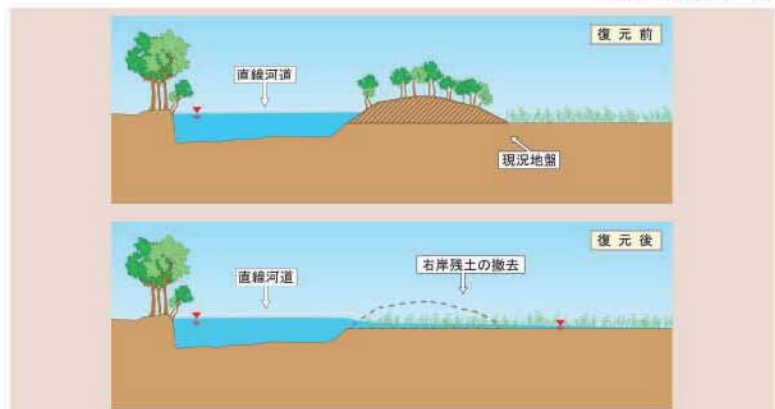
・事業実施にあたっては、施工時の自然環境への影響などに配慮して十分な対策を講じます。



▲旧川の復元イメージ



▲旧河道の埋め戻しイメージ



▲右岸残土の撤去イメージ

## ●茅沼地区旧川復元実施計画(案)に関する意見

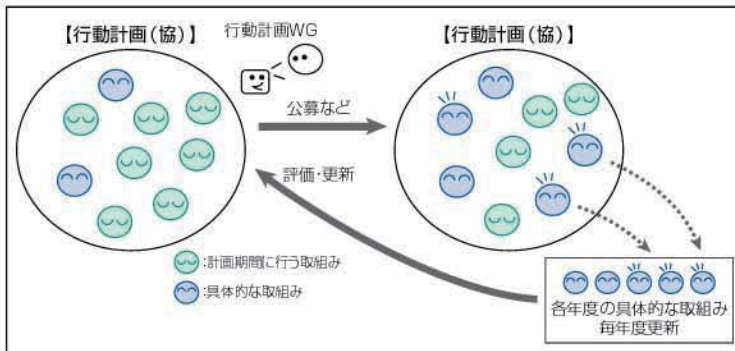
(●:会長 ●:旧川復元委員長 ●:委員 ●:事務局)

- 「魚類などの生息環境の復元」とあるが、直線河道と旧川の魚類相の現状をどの程度把握しているのか。また、指標種について検討しているのか。
- 魚類については平成12年度に調査を行っており、直線河道で11種、旧川で12種確認している。今のところは、指標種を挙げて目標にしているということではなく、湿原本来の魚類相の回復を目指している。
- 「河畔林を考慮した生物の生育・生息環境の復元を図る」とあるが、この目標を達成するまでのプランを確認したい。
- 専門家もいるので、リストを見て指標種を選定してもらおうなど、助言をいただければいいと思う。
- 河畔林は、リファレンスサイトに近い方では、かなり良好なハルニレ・ヤチダモ等が生育しているので、将来的にはそういった状態に復帰してくれればいいと思う。社会環境の関係で一概には言えないが、植生をどこまで回復することができるのかということが課題となる。
- 事業後のモニタリングが非常に重要になってくると思う。生物環境のモニタリングをもっと重要視してもらいたい。
- 今日の説明により、バッファゾーンを広くとることが事業の大きな目的の1つであると認識した。湿原への流入負荷を軽減するのであれば、直線河道の上流部から右岸残土を撤去しないと、より広いバッファゾーンはできないと思う。
- 雪裡川や幌呂川はそこで生活をしている人がたくさんいる。旧川復元が可能であると協議会で意見を出しても、地元ではなかなか受け入れられないと思う。
- 旧川復元により、上流農地に影響が出ないように実施の内容を検討している。茅沼地区以外でも、社会条件を勘案し、十分調整した上で実施について検討していく。
- この20年間では、旧川復元区間の中でのタンチョウ営巣例はない。直線河道の右岸のヨシ原には営巣例があり、この環境がどうなるのか。また、旧川復元後は恐らく淵と瀬は旧川にできないと思う。何を狙うのかももっとはっきりさせるべき。
- 植生のことも含め、今後具体的な計画案が提示されることになると思う。タンチョウについては、できるだけ満足できる環境を整えるということになると思う。
- 植生についての目指す姿はヨシ・スゲ湿原である。現在はハンノキが入ってきているが、右岸残土を撤去して氾濫を増やせば、ヨシ・スゲに変わってくると思う。
- 河川本来の流れを再現しようとしているが、100年単位で考えると河道は相当変わると思う。河川管理上、復元直後の河道を固定するための工事を続けていこうと考えているのか確認したい。
- 今回の自然再生事業は、順応的管理と受動的再生というのが大きな目的だということを説明すべき。また、釧路川流域全部をとらえてこそ初めて自然再生という言葉を使えると思う。
- 湿原景観の復元について、新しい湿原はできるかもしれないが、リファレンスサイトに近い湿原はなかなかできないだろう。「景観の創造」としておいた方がよいのではないかと。



# 釧路湿原自然再生普及行動計画(案)

第7回協議会では、再生普及小委員会等での検討結果を踏まえて作成した「釧路湿原自然再生普及行動計画(案)」が示されました。この案について出席者全体での討議がなされ了承されました。次に、行動計画(案)の概要を示します。



## ●行動計画の目的と考え方

### (1)目的

・本行動計画は、自然再生推進法の趣旨を受け、全体構想に沿って釧路湿原の自然再生にかかる環境教育や市民参加を一層推進するために作成するものです。

### (2)行動計画の性格

1.この行動計画は、釧路湿原の自然再生を環境教育や市民参加のもとに進めていくために求められる多岐にわたる課題に対し、「できる者」が「で

きること」から着手することを原則に、それぞれ自ら取組むことをまとめたものです。

2.行動計画は、自然再生推進法に基づく実施計画ではありませんが、全体構想に基づき作成される各種実施計画に、環境教育や市民参加の促進を盛り込んでいくための指針としても、重要なものです。

### (3)計画期間と進捗状況の把握

1.行動計画の計画期間は、全体構想の各施策の達成状況の点検にあわせて、2005年度から概ね5年間とし、その後5年ごとに協議会で見直していきます。

2.「具体的な取組み予定」に記載された取組みについては、行動計画WG事務局が随時進捗状況を把握します。(その際、継続的に行われている既存の取組みや保全・再生を意識していない、関連する取組みの把握にも努めます。)

3.行動計画WGは、年度毎に進捗状況をとりまとめ総合的に評価するとともに、新たな取組みや主催者を募集します。これをもとに年度毎に「具体的な取組み予定」を更新し、再生普及小委員会で承認のうえ、協議会に報告します。なお、新しい取組み等についても随時とりこんでいきます。

## ●釧路湿原自然再生普及行動計画(案)に関する意見

(●:会長 ●:再生普及委員長 ●:委員 ●:事務局)

●こういったソフト対策を行う上で、何が欠けているのか、集中して行うべきことは何かを明確にする必要がある。例えば情報を公開することは、各機関が持っているデータ、情報を多くの方が共有することが合意形成の第一歩になると思う。

●行動計画という名前がついている以上、主体者も問題になると思う。色々な人に関わってほしいということで明確になっていなくても仕方がないと思うが、行動計画策定の背景、目的はもう少しはっきりしていた方がよいと思う。

●協議会の外にいるたくさんの人たちに参加していただくということで、主催者、協力者という名前呼びかけることになった。これまでの募集状況を見ているとむしろ、応募者が協議会に実施を提案してくる形が多い。

●今まで議論されてきた自然再生事業は、学術的な知識に基づいて具体的な計画をつくり上げるという形であるが、行動計画はや

りたい人たちが現れるのを待つことになる。5年ごとに見直すことにしているのも、その過程で1年ごとの評価、報告が整ってくるので、その時点で今ご指摘があったようなことについて検討したい。

●たくさんの人たちがたくさんの立場から釧路湿原に興味を持っていただく、自然再生のどこかに加わっていただくということを考えると、アバウトさというも時には必要だと思っている。

●再生普及行動計画(案)は、この協議会が策定するものなので、協議会の了承を得る必要がある。アバウトなところも入っているが、これだけの項目全てについて主催者を書き上げることはほとんど不可能である。同じ行動計画、行動項目でも、違う人が主催者になり得ることがある。

●特に反対がないので、承認されたものとする。行動計画をうまく動かすために、色々な分野の方々のご協力をお願いしたい。

## その他

今後の予定として、旧川や土砂実施計画、再生普及行動計画を討議するため、今年度は4回程度協議会を開催していくことが確認されました。

### ■資料の公開方法

委員会で配布された資料および議事要旨は、釧路湿原自然再生協議会ホームページにて公開しています。  
ホームページアドレス <http://www.kushiro-wetland.jp/>

### ■ご意見募集

釧路湿原自然再生協議会運営事務局では皆様のご意見を募集しています。  
電話・FAX・Eメールにて事務局まで御連絡ください。

## 釧路湿原自然再生協議会ニュースレター No.7

【編集・発行】釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

【連絡先】TEL(0154)23-1353 FAX(0154)24-6839

E-mail: [info@kushiro-wetland.jp](mailto:info@kushiro-wetland.jp)